

法人名 社会医療法人 三愛会
所在地 鹿児島市城元三丁目14番7号

社会医療法人監理番号

純資産変動計算書
(自令和6年1月1日 至令和6年12月31日)

(単位:千円)

	基金（又は出資金）	積立金				評価・換算差額等			純資産合計
		建物圧縮積立金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和5年12月31日残高	-	-	919,926	▲ 222,408	697,518	-	-	-	697,518
当期純損失	-	-	-	▲ 141,393	▲ 141,393	-	-	-	▲ 141,393
累計年度中の変動額合計	-	-	-	▲ 141,393	▲ 141,393	-	-	-	▲ 141,393
令和6年12月31日残高	-	-	919,926	▲ 363,801	556,125	-	-	-	556,125

様式第五号

法人名 社会医療法人 三愛会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市都元三丁目14番7号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建 物	2,991,578	12,892	—	3,004,470	1,578,796	97,880	1,425,673
	構 築 物	20,981	—	—	20,981	12,299	704	8,681
	医療用機械備品	142,658	2,461	—	145,120	128,210	8,111	16,909
	その他の器械備品	182,993	4,190	—	187,183	170,997	11,358	16,186
	車両及び船舶	26,387	—	1,577	24,809	24,809	246	0
	リース資産	447,894	26,591	—	474,486	370,786	56,139	103,699
	土 地	987,920	—	—	987,920	—	—	987,920
	計	4,800,414	46,135	1,577	4,844,971	2,285,899	174,441	2,559,072
無形 固定 資産	営 業 権	5,500	—	5,500	—	—	—	—
	ソフトウェア	20,512	840	7,767	13,585	—	—	13,585
	そ の 他	874	—	—	874	—	—	874
	計	26,887	840	13,267	14,460	—	—	14,460
その 他の 資産	保険積立金	163,060	—	—	163,060	—	—	163,060
	長期前払費用	2,406	—	884	1,521	—	—	1,521
	そ の 他	10,422	—	171	10,251	—	—	10,251
	計	175,889	—	1,056	174,833	—	—	174,833

様式第六号

法人名 社会医療法人 三愛会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市郡元三丁目14番7号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸 倒 引 当 金	2,284	2,195	—	2,284	2,195
賞 与 引 当 金	21,207	21,685	21,207	—	21,685
退職給付引当金	189,741	34,353	12,033	—	212,061

注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は洗替えによる戻入額である。

様式第七号

法人名 社会医療法人 三愛会
所在地 鹿児島市郡元三丁目14番7号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短 期 借 入 金	238,000	272,000	1.25%	—
一年以内に返済予定の長期借入金	131,656	131,656	—	—
長 期 借 入 金 (一年以内に返済予定のものを除く。)	1,817,694	1,686,037	1.38%	令和24年1月
医 療 機 関 債	300,000	300,000	1.06%	令和8年7月 一括償還
合 計	2,487,350	2,389,694	—	—

(注)長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後の5年内における1年ごとの返済予定額の総額

(単位:千円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	131,344	168,711	145,306	132,946

様式第八号

法人名 社会医療法人 三愛会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市郡元三丁目14番7号

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 三愛会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市郡元三丁目14番7号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附 帯 業 務 事業費用	収 益 業 務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材 料 費	202,237	—	202,237	15,603	—	217,841
給 与 費	1,447,178	—	1,447,178	373,316	—	1,820,494
委 託 費	142,622	—	142,622	39,193	—	181,816
経 費	366,532	—	366,532	85,765	—	452,297
売 上 原 価	—	—	—	—	—	—
その他の事業費用	—	—	—	—	—	—
計	2,158,570	—	2,158,570	513,879	—	2,672,450

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

最終仕入原価法を採用している

2 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）は定率法によっている

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法による

② 無形固定資産は定額法によっている

③ リース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法における貸倒引当金の繰り入れ限度額を回収不能見込額として計上している

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上している

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上している

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている

5 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供されている資産は以下の通りである。

土 地	968,904 千円
建 物	1,399,858 千円
合 計	2,368,763 千円

(2) 担保している債務の種類及び金額は以下の通りである

借 入 金	2,089,694 千円
医療機関債	300,000 千円

6 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,285,899 千円

独立監査人の監査報告書

令和7年3月17日

社会医療法人三愛会
理事会 御中

松野下剛市公認会計士事務所
鹿児島県鹿児島市

公認会計士

松枝公認会計士事務所
鹿児島県鹿児島市

公認会計士

監査意見

私たちは、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人三愛会の令和6年1月1日から令和6年12月31日までの令和6年会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上